

特定都市河川浸水被害対策法の適用に伴う、技術的基準の策定及び施行規則の制定あたり、意見募集を行いました。

1 規則等の題名

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針の策定
静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の制定

3 規則等の案の公告年月日

平成21年2月6日

4 規則等の意見募集期間

平成21年2月6日～平成21年3月9日

5 意見の提出方法

郵送、持参、ファクシミリ、市ホームページからの直接入力

6 提出された意見、その考慮の結果及び理由

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針案について

| | 提出された意見 | 考慮の結果 | 理由 |
|---|---|----------------|---|
| 1 | 軽量で施工が容易なノン砕石の塩ビ製製品があれば、そちらのほうが良いのではないか。 指針案の浸透ますで目詰まりせず、処理能力を確保できるかが疑問です。 | 指針案の内容は変更しません。 | ノン砕石の塩ビ製製品を用いても構いません。その場合、メーカー等が示す透水計算式を用いてください。 砕石を用いた浸透ますの目詰まり対策については、指針第8章（雨水貯留浸透施設の維持管理）を参考にしてください。 |
| 2 | 申請書に手数料欄がありましたが、審査手数料の負担も課せられるのですか。 | 指針案の内容は変更しません。 | 様式が法令により定められているため申請書に手数料欄がありますが、当市におきましては、申請にかかる手数料は徴収いたしません。 |
| 3 | よく市役所では受益者負担という言葉が使われますが、対象面積1000平方メートル以上の場合だけではなく、該当区域すべての市民に流出抑制指導をすることが、受益者負担になるのではありませんか。最近では、建築確認でも完了検査が厳しくなり、治水対策も該当区域住民がすべて負担をすれば、不公平感もなくなります。 | 指針案の内容は変更しません。 | 当市では、平成19年度より「静岡市雨水貯留浸透施設整備事業補助金交付」制度を定め、一般家庭における雨水貯留浸透施設の設置を奨励しており、平成20年度は130件の設置がありました。 また、開発行為に該当しない案件につきましては、「静岡市雨水流出抑制対策要綱」を定め、雨水の流出抑制に努めているところです。 昭和49年の七夕豪雨による災害から30年以上にわたり治水対策に取り組んでおりますが、依然として浸水被害は発生していることから今後も治水対策を行っていき |

| | | | |
|---|---|----------------|--|
| | | | いと考えております。 対象面積 1000 平方メートル以上というのは、現在の開発行為と同規模であり、過度な負担を市民の方にかけないものとして考えております。 |
| 4 | <p>第6章 表6-10 「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか 「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか 「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか 「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか チェックポイント 記入されている日付が妥当であるかを確認する 上記に対してどのように妥当と判断するのでしょうか。言葉尻ですが、記入されているかどうか確認するという内容でも良いのではありませんか。業者としてではなく、静岡市民として上から目線に感じます。</p> | 指針案の内容は変更しません。 | 記入されている日付が妥当であるかを確認というのは、申請書等との整合が図れているか否かを確認するチェックポイントですので、表現につきましてはご理解くださいますようお願いいたします。 |
| 5 | <p>指針案では、現況地形図・土地利用計画図・排水施設計画図の縮尺を1/2500以上と規定したり、等高線は2メートルとか、表6-10ではプラニメータ等の合理的な方法での求積のように、市民の負担を考慮して頂いている面があるかと思えば、工事期間・完了検査については非常に厳しく、指針についてアンバランスな点が感じられます。 水理計算も統計要素があり、曖昧な点もあるのですが、指針としては合理的な指導とは思えません。 雨水流出抑制対策では、雨水の流れを把握しておきませんか、装置を用意しても雨水が集まらなければ意味がありません。2メートルの等高線で流水方法が判るとは思えません。 表7-2の検査シートでは、断面延長200ミリとか高さ50ミリの規格値が定められています。1/2500の図面・等高線2メートル・プラニメータ求積で、この規格値に納めることができるとは思えません。 検査基準を緩めて、工事实施の実効性を高めるか、基準値はそのまま、計画の正確性を求めるか、どちらかにするしかないと思います。 保全調整池等も規定されているようですから、後者の方を考慮されているのでしょうかね。 しかし、これも100トン以上のみで、以下の場合には管理契約を締結しないのでしょうか。 この点についても、ちぐはぐな指導と感じます。</p> | 指針案の内容は変更しません。 | <p>法令により、現況地形図・土地利用計画図・排水施設計画図の縮尺を1/2500以上と規定されており、表6-10によるプラニメータ求積は主に土地利用計画図に用いるものであり、ご意見のとおり検査に使用できる精度を有しているとは考えておりません。 従いまして、雨水貯留浸透施設の構造の詳細である1/500以上の図面による対策工事の計画図が必要になります。 保全調整池につきましては、100トン以上という規模を法令で定めておりますが、他流域で調査したところ、100トン以上の防災調整池の貯留容量を合計すると、流域全体の貯留容量の9割強を占めていることから定められたと聞いております。</p> |

静岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則案について

| | | | |
|----------|--|-----------------------|---|
| <p>1</p> | <p>「雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の着手予定日又は完了予定日のみの変更については、雨水浸透阻害行為変更届出書を提出していただきます。」について、削除を希望します。</p> <p>許可を受けた者が工事着手した時に着手予定日を記入することもおかしいし、設計後、申請・許可を経た後に工事見積・工事業者選定することも多く、工事見積により、発注まで時間が掛かることもあります。さらに資金の都合で、融資を受ける為の期間が掛かることもあります。この度に変更届を提出することは市民にとっては大きな負担となります。</p> <p>民間は、資金を自己負担し、経済効果を考えて事業計画を建てるのです。</p> <p>規則では、許可を得れば工事予定が立つ等、資金的な配慮も感じられず、工事審査の都合で括弧書きの部分が設けられていると感じます。それよりも、許可内容を忠実に工事し工事状況（中間検査・完了検査）を確認できれば、良いのではないのでしょうか。工事着手・完了予定日の変更にも変更届が必要な合理的な理由を市民の立場に立って説明して頂きたい。例えば、統計結果による降雨量のデータ変更があるほどの期間、遅延が生ずる場合は、設計計算上新たな計画内容で申請し直す必要があるという内容でも良いのではないのでしょうか。</p> <p>農地法の許可申請の場合は、許可後3ヶ月ごとに経過報告を提出することになっていますし、開発行為許可では、許可前に実効性を審査するため、申請者・工事業者の資格・工事資金の計画書・資金証明書も添付しますが、工事着手予定日・完了予定日に変更届出は要しません。実効性・正確性を求めるなら外にも方法があると思います。（別に他の法令手続きにならう必要があるとまでは言いません。）</p> | <p>規則案の内容は変更しません。</p> | <p>変更届出書の提出については、法令により定められたものであり、その必要性は、本来、許可の変更は特定都市河川浸水被害対策法第16条または18条に基づく変更許可申請書による手続きが必要となりますが、日付のみの変更は軽微な変更として、届出書の提出でよいとしているものであり、負担が軽くなるための措置でありますのでご理解くださるようお願いいたします。</p> |
|----------|--|-----------------------|---|

※雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針案、静岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則案に関係しない意見につきましては掲載しておりません。